

平成 29 年 11 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 29 年 11 月 27 日（月）

午後 2 時 20 分～午後 3 時 00 分

小値賀町役場 2 階西側会議室

小値賀町農業委員会

平成 29 年 11 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 29 年 11 月 27 日（月） 午後 2 時 20 分～午後 3 時 00 分
2. 開催場所：小値賀町役場 2 階西側会議室
3. 出席委員：(12 人)

会長	松山多作		
会長職務代理者	2 番 小崎八郎治		
委員	3 番 吉田英章	4 番 江川克彦	5 番 川久保和幸
	6 番 宮崎幸二	7 番 大田 廣	8 番 前田 猛
	9 番 岡野耕藏	10 番 北野長義	11 番 入口政隆
	12 番 土川浩子	13 番 迎 広子	14 番 浦 いせ子

(推進委員：4 人) 大久保勉 木村一夫 筒井正美 福田直次

4. 欠席委員： 10 番 北野長義委員 12 番 土川浩子委員

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 11 番 入口政隆委員 13 番 迎 広子委員
- 第 2 報告第 8 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について
- 第 3 議案第 24 号 小値賀町農業振興地域整計画の変更協議について
- 第 4 議案第 25 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用の申請について
- 第 5 議案第 26 号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について
- 第 6 その他
・12 月の総会・忘年会の日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
係長 山元 忍
書記 ~~岩坪 百合~~

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

事務局長： 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、平成29年11月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松山会長： 皆さんこんにちは。

昨日は産業まつりということで、皆さん、仕えた方は大変お疲れ様でした。また、このところ雨が少なくてブロッコリー農家や野菜などを作られている方、また、牛の牧草あたりを作った方、大変雨が少なく干ばつで、畑灌の水を使っただけであれば、土地改良区の理事長もお喜びし喜ぶと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、始めたいと思います。

日程第 1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは、11 番 入口政隆委員 13 番 迎 広子委員にお願いします。

順番が変わりますけれども、日程第 5 の議案第 26 号から審議したいと思います。よろしくお願ひします。

山元係長： では、事務局の方から説明させていただきます。すみません、資料を作るときに気がつけばよかったのですが、現場に先程行っていただきました議案第 26 号の方から審議の方お願ひしたいと思います。

お手元の資料であります議案第 26 号利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断についてということで、利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断につきまして、農業委員会等に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき農業委員会の審議に付す。
平成 29 年 11 月 27 日 小値賀町農業委員会 会長 松山多作。

対象の農地についてですけれども、1 ページめくっていただきまして、三筆になります。先程、現場の方でも説明させていただきましたが、何回か前の非農地通知を出しておりました〇〇〇〇様の名義の部分がありましたけれども、その分で〇〇〇〇さんが名義を変更して、息子さんに名義を変えたいというような形で、上五島におります土地家屋評価士さんにご相談をされております。その中で、その方が手続きを進めるにあたって、現地調査に入っている事を調べているうちにこの三筆も農地があると、そこを現地調査した時にその三筆も今農地として使われて無い状況ですので、出来れば非農地通知を出してもらって一緒に地目を変えて名義を変更したいということでお願ひがあがってきておりましたので今回審議をしていただいております。

場所につきましては、1 番の新カヘが一番最初に見ていただいたところです。昔の学校の教員住宅の下の部分になります。道下のガードレール下のところです。

それから 2 枚目の航空写真が、池の下のまったく現地に行けるところではございませんということで説明させていただいた部分です。この航空写真自体はずいぶん昔の航空写真ですのでこういう状況になっておりますけれども、ほぼほぼ今作られておりません。竹添の沿いの右下あたりの一段の田ですかね。□□□□さんや△△△△さんの農地があると思いますけれども、ここの部分が一部作られているだけで、その先の方はほとんど今耕作がなされている状態ではございません。

それから最後に●●さんの家の奥の方に入ったところですね。ここの三筆になります。説明としては以上になりますので、現地を確認していただいた中で判断をいただければと思います。

ちなみにですけども、判断基準としまして1枚目に戻っていただきまして、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等ということで、耕作放棄地のうち農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力または農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地について、次のいずれかに該当する場合は農地に該当しないものとします。いずれかと言いますが、一つ目がその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合、簡単に言いますと木や雑木が生えていて復元するのはとても難しいと、これはもう復元するような状態ではなかろうというような場合です。2番目がそれ以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見てもその土地を農地として復元してももう継続して利用することができないだろうと見込まれる場合ということの二点です。この二点のいずれかに該当するかなと思われる時には非農地という判断をすることができるということになっておりますので、三筆について順を追って判断いただければと思います。よろしくお願いたします。

松山会長： それでは一筆ずつ審議します。

まず、番号第1の新カへ◇◇◇◇一◇の畑です。面積は◇◇◇◇㎡あります。登録名義人も所有者も一緒ですけどいかがなものでしょうか。

前田委員： いいですか。現場を見た状況ではそう木も生えていないですし、あの状況であるならば草払いをしてすき起こせば元に戻るのではないかと思います。ただし、その後を耕す人がいないのでそのまま放置するならばそれはそれで仕方がないかと思います。でも私は、この農地は非農地にしにくいと思うのですがどうですか。問題はそういうふうにしても後が全然、歳がいたりして畑をする人がいないといって放置したりしてできなくなればもう…。

松山会長： 今は中間管理機構とかありますので、そちらに…。面積もそこそこありますので、中間管理機構とかに預けていただければ、近回りに牛飼いの方もまだいますし、道脇でありますし、耕作には私も適しているとは思いますが。土地自体がやせているか肥えているかは分かりませんが…。

ただ名義人からすると先程も言いましたように、子どもさんへ所有権移転をするということですが、農地の場合は許可がないと所有権移転はできません。相続ならばできるのですが、そこが問題で結局非農地にすればできるということであがってきたのではないかと一つは思います。

しかし、農業委員会としては、やっぱりこれから先もあると思います。ある程度、前例を作ったら後で出てきた時に「あそこはやったじゃないか」ということになればだんだんそれなりになってしまいますので、私も今、前田委員の言うように考えますけども、皆さんの意見はどうですか。他に何かありませんか。

<他に意見なし>

松山会長： そうすると1番の畑は、今、前田委員の言われるとおり今のところ畑としてまだ利用価値があるということで、ここは非農地としては認めないということでもいいですか。

<異議なし>

松山会長： では1番については、非農地申請は却下するということにいたします。

次に、2番の竹添の農地についてです。これは上から見えなかったところですが、あそこは全然、前もあの辺の農地は上から見て一応非農地証明を出しておりますので、あそこは問題ないと思います。あそこを非農地にしても転用もできないと考えられます。それこそ荒廃地でそのまま残るとは思います。竹添について、異議はございませんか。

<異議なし>

大久保推進委員： 計画は無いのですか、畑総の計画も。無茶な話ですが…。

松山会長： 畑総の計画は…、今日は斑の委員さんが休んでいるものですから何とも言えませんが、今までしていないからですね。あそこは26㎡だったですかね。そのくらいの面積でまた畑総をやるといってもですね。

大久保推進委員： あの辺り一帯をやるといって計画もないのですか。

松山会長： 今のところ聞いたことはないですね。

山元係長： やるにしても、中田の方や墓下の向こう側の方がこちらよりはやりやすいところがあるので、そちらの方が優先的には高くなってくるとは思いますし、今のところはここでというのは、小値賀町としてもなかなか考えづらいです。

大久保推進委員： 確かに。ありがとうございました。

松山会長： では次に、番号3の斑島◇◇-◇の畑についてです。面積は◇◇◇㎡です。●●さんの宅地の先のところにあった農地です。この農地は、先程も非農地として認める要件の中で話されましたように、森林化はしてないですけども、やはり物理的に道路とかが無いということであればですね、機械等も今は入らないですし、ましてや周りには家が建っているということで、この農地も仕方ないかとは思いますがいかがでしょうか。ご異議はありませんか。

<異議なし>

松山会長： それでは、2件については非農地証明を出すということで認めたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： ありがとうございます。

それでは日程第2に戻りまして、報告第8号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権合意解約についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

山元係長： 報告第8号です。農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権設定の合意解約があったので報告する。平成29年11月27日提出、小値賀町農業委員会 会長 松山多作です。

農地はご覧のとおり13筆になっております。農地の所在、地目、面積につきましては、説明は割愛させていただきます。ご覧のとおりです。

本農地は、貸している方が小値賀町、それから〇〇〇〇さん、これは相続人代表になりまして、被相続人ということで名義は●●●●さんのものになります。それから□□□□さん、■ ■ ■ ■さん、△△△△さん、▲▲▲▲さん、◎◎◎◎さん、それから▽▽▽▽さんの農地で▼▼▼▼さんが相続人代表、◇◇◇◇さんの農地で◆◆◆◆さんが相続人代表、それぞれこの農地を借りている人が、@@@@さん、これは放牧組合で借りておまして、放牧組合として農地の設定が出来ませんので、その当時の代表であった@@さんの名前で借りられております。それから、☆☆☆☆さん、★★★さん、それと担い手公社という形での利用権設定になっております。これは来月に出す予定となっておりますが、中間管理機構に乗せかえるにあたっての合意解約ということになっております。解約日が29年の11月1日、それから29年の6月9日というふうに異なっておりますけども、これは印鑑が揃って届出を事務局の方に頂いたのが、11月の総会にかけるにあたっての日付です。この解約の合意日としてはこの日付になっておりますのでご報告いたします。報告につきましては以上です。

松山会長： ただいま説明がありましたけれども、皆さんの方から何かご質問はありませんか。それでは合意解約ということでご異議はございませんか。

<異議なし>

松山会長： それでは合意解約を認めることといたします。

日程第3 議案第24号 小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局、お願いします。

山元係長： すみません。日程第4まで一緒にいいですか。

松山会長： では、日程第4まで関連がありますので、日程第4の議案第25号 農地法第4条第1項

の規定に基づく農地転用の申請についてまでを議題といたします。

山元係長： ありがとうございます。では、議案第 24 号 小値賀町農業振興地域整備計画の変更協議について、及び議案第 25 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用の届出についての説明をいたします。

前回の農業委員会で一部かけさせていただいていましたけれども、農地の所在地につきましては、前方郷深坂の◇◇◇◇番になります。地目は畑でして、面積が◇◇◇◇㎡です。申請人は前方郷の〇〇〇〇さんからです。農業振興地域整備計画につきまして、用途区分の変更ということになります。現況が畑で用途区分が農地で設定されているのですが、これを農業用施設用地へ変更するものとなっております。理由としましては、農業経営規模拡大のための牛舎及び農機具倉庫の建設ということで、備考ですけれども用途区分変更につきましては軽微な変更となっております、県知事には報告ということになっております。

町の方から変更協議の依頼があつておりまして、農業委員会につきましては、用途区分を変更することに異議が無いかどうかという形の意見照会になっております。

町の方でその結果を得まして、公告予定日が 11 月 30 日と、その後に県知事の方に農業委員会の意見を元に変更をして公告をいたしましたという報告をすることになります。

併せて同じ転用の要件になってきますのが、次の議案第 25 号です。農地・転用面積等は一緒です。届出人も〇〇〇〇さん、転用の目的につきましても同様ですけれども、建築面積が 302 ㎡、農機具倉庫が 6×20m の 120 ㎡、トラクター、ショベル、リフト等々を入れるための倉庫になります。それから牛舎が 7m×26m の 182 ㎡、10 頭規模ほどを予定しているそうです。残地については運動場及びラップ飼料の置き場として転用するというので、転用面積につきましては長崎県の農地利活用推進室、転用の担当室になりますが、こちらの方に図面の方を提示させていただきまして、転用面積をどういう風に捉えましょうかという形で相談させていただいた結果です。全面的転用ということで指示を得ておりますので、前回審議していただきましたが、こういう形で再度、案件の上げ直しをさせていただきました。

今回の農地法の 4 条の転用につきましては、農業委員会の意見を付して進達をするというような形になります。

転用の詳細といえますか、土地利用計画図というのを最後に付けております。現場は前回行きましたので今日は行きませんでしたけれども、こういった形で手前に農機具倉庫を建てて、奥の真ん中付近に牛舎を整備する、といいますがやはり牛舎の出入りや堆肥を置くとか考えた時になかなか端に寄せられないと、農機具倉庫の出入り等も考えた時にどうしてもこういう配置になってしまうと、横向きにもなかなかできずにこういう形になっております。その先に、下の方に氏名が書いてある方につきましては、さっき言うように牛舎付きの運動場という形での使用になるということになっております。説明としては以上です。よろしくお願いたします。

松山会長： 前回の総会の時に、転用の牛舎の件で現場は確認したと思います。ただ、その前に許可を下ろしていた倉庫についてはまだ着工がなされてなかったものですから、同時に着工することになれば、面積も 200 ㎡から超えるということで、県への届出等が必要になってきますの

で、再度上げ直しということによっております。そういうこともあり、県あたりからの指導も受けましてこのような内容になっておりますが、ご意見はございませんか。

ご異議が無いようでしたら、前回は牛舎については許可しておりますので、許可でよいでしょうか。

<異議なし>

松山会長： それでは許可するという事にいたします。
続きまして、日程第6 その他についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

山元係長： それではその他についてです。お配りしている資料の中に、遊休農地の解消・再生を進めようということで、長崎県担い手育成総合支援協議会というところから届いているパンフレットがございます。こちらについて、遊休農地を解消する際にこういった支援事業がありますよということのご紹介になっております。農業委員さん自らがされる場合でも構いませんし、地域の農業者の方から何かないだろうかというご相談があった時でも構いませんのでご紹介いただければと思います。詳しいことは町の農林部局の方にお尋ね下さいということでご案内していただければよろしいかと思います。特に内容の説明はいたしません、後で見ながら「ここはどういうことだろうか？」ということがありましたら、私の方までお尋ねいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

この耕作放棄地解消対策の事業は、基本的にはポイント制になっていますので、相談いただければそのポイントが取れるかというところからまず始まります。誰がどのような感じでもできるという訳ではないですけれども、なるべく拾えるような形では対策は考えたいと思います。ご相談があればこちらの方までご案内いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、もう一つが農業会議の方から農業者年金のパンフレットが来ております。こちらにつきましては、皆さんが農業者の方に年金を勧める際の手引きとして使っていただければと思います。農家さん方から何かご相談があったりとか、農家さんに農業者年金を勧めたりする際にご利用いただければというふうに思います。よろしくお願いたします。農業者年金の勉強会はしましたか。

松山会長： 担当者会議はしています。

山元係長： 詳しい説明とかはそんなになかったですね。

松山会長： 詳しい説明は研修会の中でやっただけかと思います。

山元係長： また、農業者年金については、私も個人的にはとてもいい年金だと思えるような年金のシステムではあるので、後で皆さんにはご紹介ではないですけど、勉強会という形でご説明した

いなとは思いますが。ただ今日は何も準備しておりませんし、なかなか難しいので、後でまた日程調整させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

続きまして、12月の行事予定表をお渡ししておりますけれども、次回の農業委員会の日付を決めていただければと思います。町の定例議会はいつまでですか。

事務局長： 実質8日に始まって最後はわかりません。12月1日にならないと。

でも、議案がそんなに多くないですから、3日・4日見ておけば十分じゃないかなとは思いますが。

山元係長： とりあえず、15日もクリスマス会があるので、11から15までの週は難しいですね。そうすると、18日の週になるかと思えます。

松山会長： 例年12月については、20日前後ぐらいには総会は行っておりますが、いつもより早くと思っております。20日でよろしいでしょうか。

全委員： いいと思います。

松山会長： 土地改良区の方から何もないですか。

筒井推進委員： 特にありません。

松山会長： 農協から何もないでしょうか。

山元係長： 特にありません。

松山会長： それでは本日の総会は、これで終わりたいと思います。お疲れ様でした。